

第2章 私的独占の禁止・不当な取引制限の禁止

第1節 4 (3) ②排他的取引の末尾(44頁)に下記を追加する。

マイナミ空港サービス事件(東京高判令5.1.25 審決集69巻254頁)

八尾空港における航空燃料の機上渡し給油サービスにおいて、8割超のシェアを有するXが、取引先需要者に対して、唯一の競争業者であるAから機上渡し給油を受けた場合は自社からの給油は継続できない旨通知する等、Aから給油を受けないようにさせ、Aの事業活動を排除した。

本件判決は、公取委による排除措置命令(令2.7.7)・課徴金納付命令(令3.2.19)に対する抗告訴訟である。本件では、正当化事由の有無が争点の1つになった。法令上、同油種・同等級の航空燃料の混合を禁止または制限する規定は存在しないが、Xは、国内の石油元売会社からでなく、海外から輸入した航空燃料を仕入れて販売するAの品質管理等の問題点を指摘し、Aと自社の航空燃料が混合した航空機で事故が起こった場合に生ずる法的責任等、自社に生じる危機を回避するためにとつたやむを得ない措置だったと主張したからである。判決は、Xが真に自己危機回避目的を有していたならば、通常はとらないであろう行動ないし言動をとり、通常とるであろう行動をとっていなかったこと等の各種の事実認定から、Aを排除する意図を隠すための表向きの理由にすぎないと認定してXの上記主張を退けている。

同⑤その他の本文末尾(47頁5行目)に下記を追加する。

確約手続が用いられた日本メジフィジックス事件(公取委確約認定令2.3.11)においても、複数の行為が排除に向けられた一体的な違反被疑行為として認定されている。

第1節 7 (53頁)に下記の下線部分を加えるほか、あわせて一部修正する。

7 市場支配的なデジタルプラットフォームに対する規制

経済のデジタル化が急速に進展する中で、市場支配的なデジタルプラットフォームのもたらす競争上の弊害をいかに規制するかという問題が世界各国で重要な政策課題となっている。日本においては、独占禁止法による規制のほか、独占禁止法の補完立法として、2020年に「特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律」(令和2年法律38号)(以下、「透明化法」という)が、2024年に「スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律」(令和6年法律第58号)(以下、「スマホソフトウェア促進法」という)が、それぞれ制定された。

(1) デジタルプラットフォームの特性と競争政策上の課題

デジタルプラットフォームとは、情報通信技術等の活用により商品・役務が提供される「場(=プラットフォーム)」のことを指し、これを提供する事業者は、プラットフォームを利用する他の事業者と顧客との取引を仲介する場合も、自ら商品・役務を提供する場合もある。

例えば、Amazonや楽天は、電子商店街というプラットフォームを提供し、出店者と消費者との取引を仲介する。Booking.com等の宿泊施設予約サイトも同様である(仲介型プラットフォーム)。これに対して、FacebookやX(旧Twitter)はSNSサービスを提供するプラットフォームであり、消費者にSNSサービスを提供する一方で、広告主との契約を通じて、消費者の属性に合わせたデジタル広告をプラットフォーム上で表示している。Googleの提供する情報検索サービスも同様である(非仲介型プラットフォーム)。

デジタルプラットフォームは、利用者の数が多ければ多いほど利用者の便益が増進し、その魅力を高めていくという性質をもち(=ネットワーク効果)、かつ、新たな利用者に対してサービスを供給するための追加的な費用(限界費用)がゼロに近く、供給量の制約も受けないことが多い。このため、無償でサービスを提供する等の事業戦略を通じて短期間で多数の顧客を獲得して、市場支配的な地位を確立することができる。ここで極めて重要な事業資源となるのが、顧客データの独占的な利活用であり、他の事業者にとっては競争上大きな参入障壁になると同時に、顧客へのアクセスや取引経路を市場支配的なデジタルプラットフォームに強く依存することになるため、しばしば「ゲートキーパー」とも呼ばれる。

また、膨大な顧客ベースやビッグデータ等の活用を通じてプラットフォーム利用者に向けた新たな補完的なサービスを提供することも容易であり、ある市場で市場支配力を獲得すると、その地位を他の市場へと拡張する「独占の梃子」の弊害が生じやすい。

このように、市場支配的なデジタルプラットフォーム提供者は、プラットフォーム上で多様なサービスを提供する生態系としてのエコシステムを構築し、プラットフォーム運営者として顧客データを独占的に利活用すること等を通じて顧客を囲い込んでその市場支

配的地位を維持・強化するとともに、プラットフォーム内のルールを自らに有利に設定して競合事業者を排除するインセンティブと能力をもつ。

もっとも、デジタルプラットフォームが上記のような特性をもつがゆえに、利用者は、プラットフォームが提供されなければ得られない恩恵に浴していることも明らかであり、消費者利益を含めた社会的厚生が非常に大きいことも忘れてはならない。市場支配的なデジタルプラットフォームに対する規制を考える際には、こうした便益を過度に損なうことなく、市場支配力行使の弊害を除去するための方策を工夫する必要がある。市場支配的なデジタルプラットフォームにかかる独占禁止法上の規制については各章の解説に譲り、ここでは透明化法およびスマホソフトウェア促進法の概要について述べる。

(2) 透明化法

透明化法の規制対象は、政令上の事業区分と事業規模に応じて指定される特定デジタルプラットフォーム提供者（以下、「特定提供者」という）であり、現在は、オンラインモール、アプリストア、デジタル広告の3分野について、一定の要件を満たす事業者が指定されている。

特定提供者は、商品等提供利用者（以下、「利用者」という）に対してプラットフォームを提供する場合の条件を開示するとともに、利用者との取引関係における相互理解の促進を図るために必要な措置を講じる義務がある（透明化法7条1項）。この義務の具体的な内容については指針が定められ、利用者との取引の公正性を確保するために必要な体制・手続や、利用者からの苦情処理、紛争解決のために必要な体制・手続の整備などについて記載されている。

また特定提供者は、毎年度、透明化法上の義務の実施状況についての報告書を提出する義務があり、経済産業大臣はこれを受けて特定デジタルプラットフォームの透明性・公正性についての評価を行う（同法9条2項）。特定提供者は、この評価結果を踏まえて、自社プラットフォームの透明性・公正性の自主的な向上に努めなければならない（同条6項）。透明化法は、政府による評価は行われるものの、原則として、取引の透明性および公正性の向上について特定提供者の自主的な取組に委ねる仕組みとなっており、上記のようなデジタルプラットフォームの特性や特定提供者のインセンティブに照らすと、実効性確保という観点から規制として不十分であるとの批判も強い。

(3) スマホソフトウェア促進法

スマホソフトウェア促進法は、スマートフォンが国民生活および経済活動の基盤となっている現状に鑑み、その利用に不可欠な特定ソフトウェア（(a)基本動作ソフトウェア、(b)アプリストア、(c)ブラウザ、(d)検索エンジン）の市場における公正かつ自由な競争の促進を目的として制定された（令和7年12月18日より全面施行）。

本法の規制対象となるのは、特定ソフトウェアの提供等に係る事業の規模が政令で定める規模以上の「指定事業者」であり、4つの特定ソフトウェアの種類ごとに指定される。現在、Apple（基本動作ソフトウェア、アプリストア、ブラウザ）、iTunes（アプリストア）。

ただし、Apple との共同提供）、Google（基本動作ソフトウェア、アプリストア、ブラウザ、検索エンジン）の3社が指定されている。

禁止行為（スマホソフトウェア促進法5条～9条）として、取得データの不当使用、アプリ事業者に対する不公正取扱い、代替アプリストア提供妨害、OS機能利用妨害、他の支払手段の利用妨害、検索表示における自社優遇などが規定される。また、正当化事由として、サイバーセキュリティ、個人情報保護、青少年の保護等が定められ、これら正当な目的のために必要な行為である場合には当該行為は違反とならないことが明確化された（同法7条但書、8条但書）。さらに特定ソフトウェアにかかる競争環境を整備するために指定事業者が講ずるべき措置として、データ取得・使用条件の開示、データ移転に係る措置、標準設定等に係る措置等を規定する（同法10条～13条）。

また指定事業者は、毎年度、本法の規制遵守状況にかかる報告書を公取委に提出する義務を負う（同法14条）。

指定事業者が禁止行為に違反した場合、排除措置命令や、違反行為に係る商品・役務の売上額の20%（繰り返し違反の場合は30%）を算定率とする課徴金納付命令が発出される（同法18～20条）。また、違反行為の被害者による差止請求や無過失損害賠償請求に関する規定も定められている（同法31条、32条）。

本法の制定においては、特定ソフトウェアの市場においては、少数の有力な事業者による競争制限行為等によって公正かつ自由な競争が妨げられており、新規参入等の市場機能による自発的是正が困難であること、また、独禁法による個別事案に即した対応では立証活動に長時間を要するという課題があり、公正かつ自由な競争を回復することが困難であるとの事実認識があった。

この点、独禁法が行為要件および効果要件の立証に基づく事後規制であるのに対して、本法では個別具体的な禁止行為を事前に列挙し、形式的な行為要件の該当性に基づき競争制限行為を迅速に排除することができる点に特徴がある。また、日々新たなサービスが生み出されるスマホ関連市場の技術革新の早さを踏まえつつ、関係事業者による情報提供や指定事業者との継続的な対話を通じた法遵守および競争環境の確保が期待されている。

第5章 不公正な取引方法の禁止

第2節第5款「取引上の地位の不当利用」のうち、2下請法の部分を以下に差し替える。

2 中小受託取引適正化法（取適法，旧下請法）

独禁法の優越的地位濫用規制を補完するため1956年に制定されたのが下請代金支払遅延等防止法（下請法）である。下請法は、独禁法によっては認定がしばしば困難な優越的地位や濫用行為を形式的・具体的に定めるとともに、親事業者が製造委託等をした場合、給付の内容や代金額等を記載した書面を下請事業者に交付する義務を親事業者に負わせ、下請代金が減額された場合には減額分を支払うべきことなど、被った損害を回復させるために公取委が勧告することができるとするものであった。

独禁法と下請法は一般法と特別法の関係にあるわけではなく、ある行為が両法に該当する場合、常に下請法が優先して適用されることにはならない（理論上は独禁法が適用される可能性がある）。ただ、下記に述べる改正前の旧8条は、下請法に基づく勧告に親事業者が従ったときには独禁法20条、20条の6が適用されないと規定しており、実際には下請法が先に適用されることとされていた（この点は、改正後も同じ）。

下請法は、2025（令和7）年5月16日に改正法案が成立し、久し振りに強化改正が行われた。法律名も「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」に変更された（略称：中小受託取引適正化法、施行は2026〔令和8〕年1月1日）。

今回の改正は、近年の急激な労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇のため、委託事業者から発注を受ける中小企業をはじめとする受託事業者において、賃上げの原資を確保する必要があること、そのためにはサプライチェーン全体で適切な価格転嫁を定着させる必要があること、価格転嫁を認めず、一方的に委託事業者が代金を決定するなどの行為を一掃することが求められたことなどを背景としている。

(1) 委託事業者（旧親事業者）と中小受託事業者（旧下請事業者）

中小受託取引適正化法が適用されるのは、製造委託、修理委託、情報成果物作成委託、役務提供委託、特定運送委託（例えば、部品メーカーが製造した物品を取引相手に運送する行為を運送事業者に委託すること）における「委託事業者」と「中小受託事業者」の取引である。取引上の地位が優越する「委託事業者」と劣位にある「中小受託事業者」は、【図表5-2】のように資本金額・出資総額および従業員数と取引内容によって形式的に定まる（同法2条8項、9項。「委託事業者」欄に記載された事業者が右隣の「中小受託事業者」欄の事業者が発注する場合）。

【図表 5-2】

取引	委託事業者	中小受託事業者
①物品の製造・修理委託・特定運送委託, ②プログラムの情報成果物作成委託, ③運送・倉庫での物品保管・情報処理の役務の提供委託	資本金の額・出資の総額が3億円超の法人	個人または資本金の額・出資の総額が3億円以下の法人
同上	資本金の額・出資の総額が1千万円超・3億円以下の法人	個人または資本金の額・出資の総額が1千万円以下の法人
同上	常時使用する従業員数が300人超の法人	常時使用する従業員数が300人以下の個人または法人
情報成果物作成委託, 役務提供委託(②, ③以外)	資本金の額・出資の総額が5千万円超の法人	個人または資本金の額・出資の総額が5千万円以下の法人
同上	資本金の額・出資の総額が1千万円超・5千万円以下の法人	個人または資本金の額・出資の総額が1千万円以下の法人
同上	常時使用する従業員数が100人超の法人	常時使用する従業員数が100人以下の個人または法人

(2) 委託事業者（親事業者）の禁止行為

中小受託取引適正化法5条1項は委託事業者の禁止行為を次のように定めている（役務提供委託, 特定運送委託の場合は, ①, ④を除く）。①受領拒否(1号), ②支払遅延(2号), ③代金減額(3号), ④不当返品(4号), ⑤買ったたき(5号), ⑥自己の指定する物・役務の購入・利用強制(6号), ⑦報復措置(7号)。

同法5条2項は委託事業者が次の行為によって中小受託事業者の利益を不当に害することを禁止している（役務提供委託, 特定運送委託の場合は, ⑧を除く）。⑧自己から購入させた原材料等の対価を委託代金の支払期日より前に支払わせること(1号), ⑨経済上の利益を提供させること(2号), ⑩給付内容を変更させ, 給付をやり直させること(3号), ⑪協議に応じず, 一方的に代金額を決定すること(4号)。

(3) 運用

公取委が旧7条に基づいて勧告をした件数は, 2022年度までは数件程度で推移していたが, 23年度以降, 急激に増加している(23年度13件, 24年度21件)。また, 対象事業者名が公表される勧告に至らず, 指導が行われたにとどまる件数も, ここ数年, 8000件前後に達している(22年度は8665件で過去最高)。24年度に勧告または指導の原因となった行為類型別でみると, 手続規定(発注書面の交付, 作成・保存の義務等)違反が6580件(47.8%), 実体規定違反が7177件(52.2%)である。後者の内訳は下請代金の支払遅

延 4094 件（実体規定違反全体の 57.0%）、委託代金の減額 1263 件（同 17.6%）、買ったとき 852 件（11.9%）などとなっている。公取委は、受託事業者の被った不利益について委託事業者に対して、委託代金の減額分の返還（減額事件）、遅延利息の支払（支払遅延事件）、商品の引取り（返品事件）、商品の受領（受領拒否事件）、利益提供分の返還（不当な経済上の利益提供事件）等の原状回復を行わせている。

（参考） 令和 6 年度公正取引委員会年次報告・第 8 章

https://www.jftc.go.jp/soshiki/nenpou/r6nenpou/r6nenpou_8syous.pdf